

市第16号議案

瀬谷区における町区域の変更

次のように瀬谷区において町区域を変更する。

令和2年6月23日提出

横浜市長 林 文子

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
瀬谷区 瀬谷四丁目	瀬谷区瀬谷五丁目の一部	別図のとおり

別図

瀬谷区における町区域の変更図



凡 例	
— — — — —	新 町 界
-x-x-x-	旧 町 界
— — — — —	町 界
(瀬谷五丁目)	旧 町 名
○—○—○—○—○	市街地再開発 事業施行地区界

提 案 理 由

瀬谷駅南口第 1 地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、瀬谷区瀬谷四丁目の町区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）